

## 「供託規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局商事課

令和7年9月5日から同年10月4日まで、「供託規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集を行いましたところ、提出者単位で3件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方を、別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

なお、取りまとめの都合上、適宜整理させていただいております。

おって、この意見募集に係る省令案は、「供託規則の一部を改正する省令」として、令和7年11月20日（木）に公布されましたので、お知らせします。御協力ありがとうございました。

御意見の概要	御意見に対する考え方
(1) 代理人の権限を証する書面の原本還付に関する改正関係	
<p>供託規則第9条の2の改正について賛成する。          &lt;理由&gt;          利用者の事務負担の軽減に資する改正であると考える。</p>	<p>本省令案への賛同意見として承ります。</p>
<p>供託規則第9条の2第1項について、同項は、「供託又は請求」と供託と請求を区別しているため、「請求書に係る請求」の文言の前に、「供託書に係る供託又は」を加えるべきである。</p>	<p>代理人によって供託しようとする場合の代理人の権限を証する書面については、「提示」しなければならないとされている（供託規則第14条第4項）ことを踏まえ、原案を維持させていただきます。</p>
<p>供託又は請求のみに用いる書面であっても、後日の証拠のため、当事者が原本の保有を望むこともあり得るが、このような書面についてのみ原本の還付を認めないとする合理的な供託所の利益は存在しないことから、全ての添付書類について原本の還付を認めるべきである。</p>	<p>供託につき利害の関係がある者については、供託に関する書類の閲覧を請求することができる（供託規則第48条第1項）ことなどを踏まえ、原案を維持させていただきますが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
(2) 供託金払渡請求書の記載事項等に関する改正関係	
<p>供託規則第22条、第25号書式及び第30号書式の改正について賛成する。          &lt;理由&gt;          預貯金払いが広く利用される現状に即した改正であるものと評価することができ、さらに、約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行うという政府方針（内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」IV.5(3)⑨）とも整合的であるといえる。</p>	<p>本省令案への賛同意見として承ります。</p>
<p>供託規則第25号書式及び第30号書式について、本省令案により「小切手」の文言が追加されると、小切手による払渡の増加が見込まれることなどから、「3. 小切手」のうち「小切手」の記載及び「4. 隔地払」の記載を削除すべきである。</p>	<p>本省令案による改正後においても、小切手の振出しの方法や隔地払の方法による払渡しが可能であることなどを踏まえ、原案を維持させていただきますが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>供託規則第25号書式及び第30号書式の「上記金額を受領した。」の文言について、趣旨を明確化するため、「上記</p>	<p>御指摘の文言について、原案においても趣旨は明確であると考えため、原案を維持させていただきますが、御意見に</p>

<p>金額の小切手を受領した。」に改めるべきである。</p>	<p>については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>供託規則第25号書式及び第30号書式について、供託所の事務の省力化の観点から、ゆうちょ銀行の記号・番号を記載する欄を設けるべきである。</p>	<p>新たに御指摘の欄を設けることによる他の欄への影響などを踏まえ、原案を維持させていただきますが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>代理人の預貯金に振り込む方法により払渡しを受けようとする場合の添付書類に関する改正関係</p>	
<p>供託規則第26条の改正について、請求者の意思確認の観点から、継続的な検証と慎重な審査が行われることを条件に、賛成する。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>払渡しの方式による取扱いの差異を解消する改正であるものと評価することができる一方、代理人口座への振込みについては、本人口座への振込みと比べ、払渡請求が真に請求者の意思に基づくものであるかの確認の必要性が相対的に高いといえる。</p>	<p>今後の運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>